

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

I	「県営水道出先組織再編計画」について-----	1
II	5事業者が目指す「水道システム再構築」の取組状況について-----	3
III	デジタル技術を活用した県営水道の広報と水道記念館のあり方について-----	6
IV	「地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）」の今後の方向性について-----	9

I 「県営水道出先組織再編計画」について

「県営水道出先組織再編計画」について、令和7年2月に策定したので報告する。

1 これまでの経過

令和6年9月 第3回定例会建設・企業常任委員会に素案を報告
10月 素案に対するパブリックコメントを実施(～11月)
12月 第3回定例会建設・企業常任委員会に案を報告
令和7年2月 「県営水道出先組織再編計画」を策定

2 概要

(1) 背景

老朽化する水道管等の施設の大量更新、耐震化の推進、激甚化・頻発化する自然災害などの課題に対応するため、業務の効率化や技術継承・人材の育成を目的として、県営水道の出先組織を再編する。

(2) 具体的な取組

ア 営業所の統合（職員・業務の集約）

- ・ 現在の10営業所を6営業所へ統合することで、更新需要増に対応する職員の創出や、災害・事故発生時における初動体制を強化する。
- ・ 広いエリアを所管する相模原水道営業所については、平常時も含めた断水・漏水対応が迅速・確実に行えるよう津久井地域に拠点を設置する。

イ 専門センターの設置

(7) （仮称）給水装置工事審査センター

- ・ 電子申請を導入し、給水装置工事の申請や相談等を一元化する。
- ・ 給水区域が広域かつ相模川を中心とした縦長の形状であることから、電子申請が浸透・定着するまでは、申請者の利便性を考慮して、当面の間、窓口を複数箇所に設置することを検討する。

(4) （仮称）水道施設整備センター

- ・ 大規模施設リニューアルや戦略的な管路整備を推進するため、必要な職種を集中配置し、業務ノウハウの蓄積や技術継承の向上を図る。

(3) 再編のスケジュール

令和12年度までに出先組織の再編を完了する。

(4) 再編に必要な施設整備等

ア 大和水道営業所の建替

- ・ 統合後の規模に見合った庁舎を現有敷地内で建て替える。
- ・ 令和7年度から8年度に、基本・詳細設計業務委託、地質調査業務委託を発注する。
- ・ 令和9年度から11年度に、仮庁舎・新庁舎を建設する。

イ 「(仮称)給水装置工事審査センター」の設置

- ・ 令和6年度から9年度に、給水装置工事の電子申請に対応する「(仮称)給水装置工事オンラインシステム」の構築を行う。
- ・ 令和10年度から11年度に「(仮称)給水装置工事審査センター」の一部運用を行う。
- ・ 令和12年度に「(仮称)給水装置工事審査センター」の全面運用を開始する。

3 案からの変更点

分かりやすい表現となるよう文章を修正した。

Ⅱ 5事業者が目指す「水道システム再構築」の取組状況について

県内水道5事業者（神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業者、並びにこれらの水道事業者に水道用水を供給する神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。））が、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて取組を進めている「水道システム再構築」（以下「再構築」という。）の取組状況について報告する。

1 再構築の概要

再構築は、5事業者で共通の施設整備を行い、効率的な施設更新等を目指すものであり、取組の方向性と目標は次のとおり。

再構築の取組の方向性と目標

取組の方向性	目 標
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 現在の11浄水場を8浄水場へ再編（ダウンサイジング）うち、企業団の3浄水場を增強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> 上流（沼本）の未利用水利権の活用 下流（寒川）の水利権を上流（沼本・社家）で活用
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> 取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築



図 浄水場の再編（ダウンサイジング）

2 令和6年度河川調査について

再構築による取水地点の変更に伴い、将来想定される相模川の流況変化を明らかにするため、必要な流況解析及び評価を行う。

(1) 調査期間

令和6年12月17日～令和7年3月31日

(2) 調査項目

ア 既存資料の収集

- ・ 相模川の河川環境（主に魚類）に関する既存の調査結果を整理

イ 現地踏査

- ・ 平常時の流況、水辺の環境や砂の堆積状況を把握
- ・ 各取水堰の構造や取水施設付近の状況等を確認

ウ 相模川流況解析

- ・ 解析モデルの作成
- ・ 段階的な取水量及び河川流量の変化を解析
- ・ 魚類の生育に関わる項目を整理（流量、流速、水深など）

エ 評価

- ・ 流量変化の状況を整理と流量変化の所見及び評価

(3) 実施者

5事業者（企業団が調査委託を発注）

3 有識者会議について

再構築で行う浄水場の廃止に伴う河川への影響等に関する事項について、学識経験を有する者の意見を聴取するため、5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等に関する有識者会議を設置した。

(1) 設置期間

令和7年1月20日～令和8年3月31日

(2) 委員構成

河川環境に関する学識や知見を有する者から、5事業者が選任した。

氏名	専門分野	役職等
浅枝 隆	水工学 環境保全学	埼玉大学名誉教授
坪井 潤一	魚類研究 漁場環境調査	国立研究開発法人水産研究・教育機構
宮本 仁志	流域環境 河道設計・生態系	芝浦工業大学教授

(3) 所掌事項

- ・ 5事業者が実施する河川調査の方法及び結果の妥当性に関すること。
- ・ 河川調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性等に関すること。
- ・ その他、必要な事項に関すること。

(4) 事務局

神奈川県企業庁企業局水道部計画課

(5) 第1回会議について

ア 開催日時

令和7年1月20日（月） 15時00分～17時00分

イ 議題

上流取水による河川への影響について他

4 今後のスケジュール

今後、令和9年度からの工事着手に向けて、5事業者が実施する河川調査や河川への影響評価について有識者から意見を聴取し、漁業者・農業者など関係河川使用者との協議を進め、合意形成を目指す。

項目	R6	R7	R8	R9	～	R37
河川調査及び有識者会議						
関係河川使用者協議						
河川管理者協議						
工事着手						

Ⅲ デジタル技術を活用した県営水道の広報と水道記念館のあり方について

県営水道の広報については、広報紙「さがみの水」、ホームページ及び水道記念館の展示等で実施しているが、社会全体でデジタル化が進む中、場所にとらわれない広報に重点を置き、デジタル技術を活用した「視覚に訴える動画コンテンツ」を制作するとともに、老朽化が進む水道記念館のあり方について検討を進めている。

1 デジタル技術を活用した県営水道の広報

(1) 現状

- ・ 迅速な情報発信ツールであるLINEを活用するなど、デジタルを介した広報を積極的に進めている。
- ・ 新たな広報ツールとして、視聴者自らが操作し、バーチャル体験できる動画のニーズが高まっている。

(2) 動画コンテンツの制作

- ・ 現在、ドローンやVR映像などのデジタル技術を活用して、浄水場見学を疑似体験できる動画「バーチャル浄水場」の制作を進めており、令和7年度は水源から家庭に水が届くまでの過程を学ぶための動画を制作する予定である。
- ・ 制作した動画は、学校の水道学習における活用のみならず、県の公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」において誰でも視聴できるようにすることで、場所にとらわれない広報を展開していく。

2 水道記念館のあり方検討

(1) 施設概要

ア 所在地、規模

高座郡寒川町宮山4001

敷地面積 16,829.74㎡

建築面積 607.18㎡ (倉庫等を含む)、鉄筋コンクリート造2階建

イ 設置の経緯等

- ・ 昭和59年に県営水道創設50周年を記念して、県営水道発祥の歴史的建造物（旧ポンプ所）を活用して広報施設を設置し、併せて、和風庭園（水の広場）を整備した。
- ・ 平成15年にリニューアルを行い、建物の再整備及び展示装置の全面更新を実施した。
(建物の再整備：約1.6億円、展示装置の全面更新：約2.1億円)



ウ 展示の内容

水道に関する知識の普及啓発を目的として、水が家庭に届くまでの仕組みや水道の歴史等を学べるように水源・浄水場を模したジオラマや、水を使った遊具等を設置している。

エ 周辺施設

町立施設（プール、テニスコート及び学校給食センター）が隣接しており、「いこいの広場」として一体で地域の活性化に繋がっている。

(2) 課題

- ・ 展示装置の老朽化による機能低下が著しい中であって、県営水道の厳しい経営状況の下では多額の費用をかけて広報施設を再整備することは困難である。
- ・ 現在は、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスと共同で運営を行っており、同財団が公益目的支出計画[※]の事業として運営費用の一部を負担しているが、令和6年度で本計画が終了するため、令和7年度以降の運営費用（人件費、光熱費、清掃・小破修繕に係る費用など）は企業庁の全額負担となる。

※ 公益法人制度改革により、移行時点の正味財産に相当する額を公益の目的に支出する計画

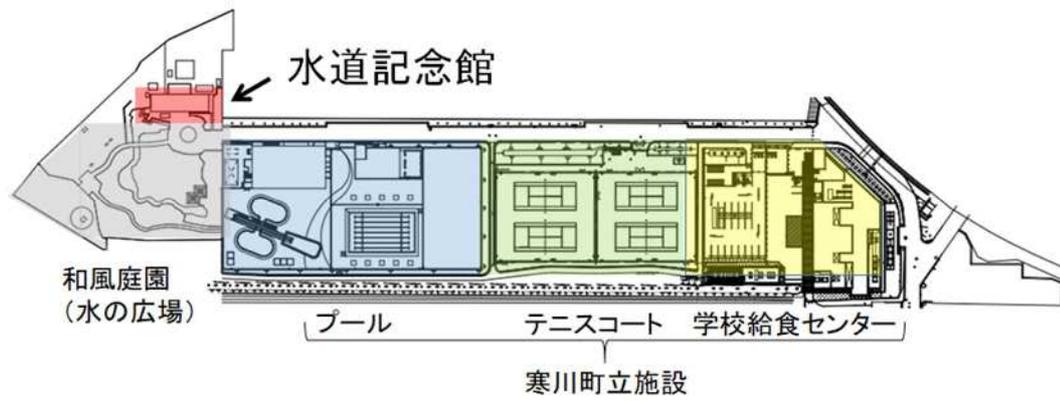
(3) 活用方策の検討

- ・ 場所にとらわれない広報として動画コンテンツの充実を図りつつ、令和6年5月に「神奈川県水道記念館の活用に係る連携会議」を設置し、水道記念館のあり方や地域の活性化につながる活用方策について寒川町と検討を進めている。
- ・ 幅広い視点から検討していくため、民間事業者における活用可能性を探ることとして、サウンディング型市場調査を実施する。（令和7年4月実施予定）

(4) 当面の運営

- ・ 運営費用の大幅な増加を抑制するため、令和7年度から開館時間等を一部短縮する。
- ・ 見直しにあたっては、日々の利用状況や来館者数の実績等を踏まえ、開館時間（現在、9時30分から16時30分まで）を11時から16時までに短縮するとともに、週の休館日を1日追加する。（月曜日に加え、木曜日を休館）
- ・ ただし、夏期（7～8月）の寒川町営プール開設期間は、多くの来館が見込まれるため、現行どおりの運営とする。

(参考)「いこいの広場」の配置図



IV 「地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）」の今後の方向性について

公営企業の保有資金と技術力を活用し、地域経済の発展と住民福祉の向上に寄与する市町村の施設整備を支援するため、昭和54年4月から実施してきた「地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）」（以下「事業」という。）について、今後の方向性を検討したので報告する。

1 事業概要等

市町村から施設の整備要請を受け、企業庁が整備した後に市町村に有償譲渡する。

(1) 対象市町村

横浜市、川崎市を除く31市町村（ただし、相模原市は旧津久井郡4町のエリアのみが対象）。

(2) 整備対象施設

- ・ 交通関連施設や生活・文化施設など6分野を対象としている。
- ・ これまで、11市町から要請を受け、駐車場や図書館等19施設を整備してきた。



小田原市栄町駐車場



寒川総合図書館・寒川文書館

(3) 譲渡条件

- ・ 譲渡価額：工事費に事務費（企業庁職員の人件費等）を加えたもの
- ・ 事務費：工事費の1%（平成31年4月から当分の間）
- ・ 支払方法：20年以内の分割納付が可能（ダム湖や大規模取水施設のある市町村の利息の利率を2分の1に減ずる特例あり）

2 検討の経緯

令和2年に整備要請を受けて以降、4年間新規の要請がないことから、事業の今後の方向性について、市町村の意向を確認しながら検討することとした。

3 市町村への意向確認

(1) 意向調査（令和6年7月～8月）

- ・ 今後の施設整備予定及び本事業の活用可能性等を調査したところ、新規の施設整備自体が減少しており、また、整備する場合も民間への委託など他の整備手法で代替可能であることがわかった。
- ・ そのため、事業廃止も視野に入れ、廃止した場合の影響や対応等について市町村と検討を進め、方向性を整理することとした。

(2) 個別ヒアリング（令和6年10月～11月）

- ・ 意向調査の結果を踏まえ、本事業を廃止した場合の影響の有無等を個別訪問等により確認した。
- ・ これまで施設整備にあたり技術面及び資金面で企業庁のサポートを得てきたが、昨今は資金調達や施設整備の手法が充実し、PFI等他の手法での対応が可能な状況となったことから、事業が廃止されても支障はない、との意見が多くを占めた。

4 今後の方向性

事業への市町村のニーズが薄れつつあり、現状では事業を廃止したとしても市町村への影響は見込まれないものと考えられる。企業庁としても今後老朽管の大量更新、耐震化などに取り組む水道事業等に人員や資金を集中していく必要があること等を踏まえ、今年度末で新規の整備要請の受付を停止し、将来的に事業を廃止する方向とする。

なお、市町村からの施設整備のノウハウに関する相談については、引き続き丁寧に対応していく。